

佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例（平成27年9月28日条例第35号）（案）

改正後			改正前		
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
1 削除			1 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「 <u>地方税関係情報</u> 」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「 <u>地方税関係情報</u> 」という。）、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「 <u>生活保護関係情報</u> 」という。）又は	2 市長	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「 <u>生活保護関係情報</u> 」という。）又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

改正後			改正前		
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの			
(略)			(略)		
8 市長	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、介護保険給付等関係情報、 <u>国民年金法（昭和34年法律第141号）、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「年金給付関係情報」という。）</u> 、佐倉市重度心身障害者医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報、子どもの医療に要する費用の助成に関する情報、ひとり親家庭等の医療に要する費用の助成に関する情報又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報	8 市長	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、介護保険給付等関係情報、佐倉市重度心身障害者医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報、子どもの医療に要する費用の助成に関する情報、ひとり親家庭等の医療に要する費用の助成に関する情報又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

改正後			改正前		
		る情報であって規則で定めるもの			
8の2 市長	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、医療保険給付関係情報又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの			
(略)			(略)		
15 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、介護保険給付等関係情報、年金給付関係情報、佐倉市重度心身障害者医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの	15 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、介護保険給付等関係情報、佐倉市重度心身障害者医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
(略)			(略)		
17 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、年金給付関係情報又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの	17 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、医療保険給付関係情報又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
(略)			(略)		
19 市長	障害者の日常生活及び社会生活	障害者関係情報であっ	19 市長	障害者の日常生活及び社会生活	障害者関係情報であっ

改正後			改正前		
	を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	て規則で定めるもの		を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	て規則で定めるもの
19の2 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの			
(略)			(略)		
23 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、障害者関係情報、介護保険給付等関係情報、医療保険給付関係情報、公営住宅関係情報、 <u>年金給付関係情報</u> 、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、障害者自立支援給付関係情報、特別	23 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、障害者関係情報、介護保険給付等関係情報、医療保険給付関係情報、公営住宅関係情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、障害者自立支援給付関係情報、特別児童扶養手当等の支

改正後			改正前		
		<p>児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報又は佐倉市重度心身障害者医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p>			<p>給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報又は佐倉市重度心身障害者医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p>